



令和2年7月 海老名市教育委員会

海老名市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症に伴い家計が急変した世帯で、市立小・中学生、高校生に対して、支援を行っています。

各支援対策の内容は次のとおりです。まずは、市教育委員会へご相談ください。

〈問い合わせ〉 海老名市就学支援課 ☎046-235-4918

1. スクールライフサポート(就学援助) ～市立小・中学生～

【概要】

市立小・中学校に就学するお子さんがいて、経済的な理由でお困りの世帯で、学校納入金(学用品、給食費等)の支払いが著しく困難な場合に、前年の所得ではなく急変後の家計状況を加味して審査を行い、認定基準に該当すればスクールライフサポートを支給します。

【認定基準】

(1) 国保減免対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が下がった世帯で「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する世帯に係る海老名市国民健康保険税減免取扱要綱の特例を定める要綱」により減免を受けた人

(2) 給与所得者

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少したことが分かる給与明細等と令和元年度を比較し、10分の3以上の減少、かつ、生活保護の基準に基づき算定した生活費の1.4倍以下の人

【所得基準の目安】

目安となる世帯所得の上限額は下記のとおりです。

※ 目安額は収入ではなく、給与所得控除後の金額です。

世帯人数	世帯所得の目安額	
	持家	賃貸住宅
2人	218万円	300万円
3人	283万円	372万円
4人	338万円	427万円
5人	386万円	475万円
6人	413万円	509万円



※ 裏面へ続く

1. スクールライフサポート(就学援助) ～市立小・中学生～

【提出書類】

- ① スクールライフサポート申請書
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変したことを証明する書類
〔認定基準(1)の人〕 国民健康保険税の減免を証する書類
〔認定基準(2)の人〕 給与明細書 人事通知書や退職証明書など(令和2年1月以降)
- ③ 賃貸借契約書(賃貸物件に居住している人のみ)

※ 今回の申請で認定された方は、2学期以降も給与明細書等で収入の確認をさせていただく場合があります。

※ 令和2年度「スクールライフサポート認定者」の方は改めて申請の必要はありません。

2. 奨学金の支給 ～高校生～

【概要】

高校生のお子さんがいて、経済的な理由でお困りの世帯で、修学に係る学費の支払いが著しく困難な場合に、前年の所得ではなく急変後の家計状況を加味して審査を行い、認定基準に該当すれば奨学金を支給します。

【認定基準】

(1) 国保減免対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が下がった世帯で「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する世帯に係る海老名市国民健康保険税減免取扱要綱の特例を定める要綱」により減免を受けた人

(2) 給与所得者

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少したことが分かる給与明細等と令和元年度を比較し、10分の3以上の減少、かつ、生活保護の基準に基づき算定した生活費の1.4倍以下の人

【提出書類】

- ① 奨学金申請書
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変したことを証明する書類
〔認定基準(1)の人〕 国民健康保険税の減免を証する書類
〔認定基準(2)の人〕 給与明細書 人事通知書や退職証明書など(令和2年1月以降)

※ 令和2年度「奨学金認定者」の方は改めて申請の必要はありません。

